

公益財団法人千葉県水産振興公社役員報酬等及び費用弁償規程

(目 的)

第1条 この規程は、公益財団法人千葉県水産振興公社（以下「当公社」という。）定款第16条及び第32条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用弁償の支給に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、評議員会で選任された役員のうち、当公社を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、報酬、手当その他職務遂行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費（宿泊費及び雑費を含む。）及び手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 当公社は、常勤役員及び非常勤監事の職務執行の対価として報酬等を支給することができる。

- 2 報酬等は、常勤役員にあつては月額報酬及び地域手当とし、非常勤監事にあつては理事会、評議員会及び監査へ出席した場合の監事手当とする。
- 3 非常勤理事及び評議員には、報酬等を支給しない。
- 4 役員等には、賞与、退職金及びそれらに類するものを支給しない。
- 5 県から現職で派遣され就任した常勤役員については、前項の規定にかかわらず、職員の派遣に関する取決め書に基づき支給する。

(地域手当)

第4条 地域手当は、常勤役員に対し、別に定める当公社職員の給与規程の例により算定した額を支給する。

(報酬の決定基準)

第5条 常勤役員の報酬月額、別表1に基づき、理事会の決議によって決定するものとする。

2 非常勤監事の監事手当は、別表2によるものとする。

(報酬等の支給方法等)

第6条 常勤役員の報酬等は月額をもって支給するものとし、非常勤監事に対しては理事会等への出席の都度、支払うものとする。

2 報酬等は、通貨をもって直接本人に支払うものとする。ただし、本人の申出により口座振込の方法により支給することができる。

3 前項までの規定によるほか、報酬等の支給日及び支給方法等については、別に定める当公社職員の給与規程の例による。

(通勤手当)

第7条 常勤役員には、当公社職員の給与規程の例により通勤手当を支給する。

(費用)

第8条 当公社は、役員及び評議員がその職務の執行に当たって負担する費用又は負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また、前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

(公表)

第9条 当公社は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の決議により行うものとする。

(補則)

第11条 この規程の実施に関して必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て別に定めるものとする。

附 則

この規程は、公益財団法人千葉県水産振興公社の設立の登記の日（平成24年4月1日）から施行する。

別表1 常勤役員の報酬

報酬月額 70万円を上限とする。

別表2 非常勤監事の監事手当

理事会等へ出席の都度、一人一律 17,000円